

○法務省令第三十二号

動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）第二十四条の規定に基づき、動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月一日

法務大臣 上川 陽子

動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令

動産・債権譲渡登記規則（平成十年法務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(登記申請書の添付書面) 第十三条 「略」</p> <p>一 令第八条第一号の申請人が登記された法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書(商業登記法(昭和三十一年法律第二百二十五号)第十条第一項(他の法令において準用する場合を含む。))に規定する登記事項証明書をいう。次号及び第五号並びに第二十二條第一項第一号及び第三号において同じ。)</p> <p>二 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等(令第四条第一項の債権譲渡登記等をいう。以下同じ。)の申請をするときは、登記事項証明書を他の譲受人又は質権者の住所又は本店等を証する書面</p> <p>三 「略」</p> <p>四 抹消登記の申請をするときは、譲受人又は質権者の印鑑の証明書であつて市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十二條第一項第二号において同じ。)の作成したもの(法人にあつては、代表者の印鑑の証明書であつて登記所が作成したもの)</p> <p>五 延長登記等(令第七条第一項の延長登記等をいう。以下同じ。)の申請をする場合において、譲渡人、譲受人、質権設定者又は質権者の表示が動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(登記申請書の添付書面) 第十三条 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>一 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等(令第四条第一項の債権譲渡登記等をいう。以下同じ。)の申請をするときは、譲受人又は質権者の住所又は本店等を証する書面</p> <p>二 「同上」</p> <p>三 抹消登記の申請をするときは、譲受人又は質権者の印鑑の証明書であつて市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十二條第一項第一号において同じ。)の作成したもの(法人にあつては、代表者の印鑑の証明書であつて登記所が作成したもの)</p> <p>四 延長登記等(令第七条第一項の延長登記等をいう。以下同じ。)の申請をする場合において、譲渡人、譲受人、質権設定者又は質権者の表示が動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録</p>

された表示と異なるときは、登記事項証明書その他のその変更を証する書面

2 登記申請書に執行力のある判決の正本又は謄本を添付したときは、前項第三号又は第四号の書面を提出することを要しない。

3 令第八条第一号に掲げる書面（登記されていない法人の代表者の資格を証する書面に限る。）若しくは同条第二号に掲げる書面で官庁若しくは公署の作成したもの又は第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる書面は、その作成後三月以内のものに限る。

（登記事項証明書の交付の申請書の添付書面）

第二十二條 「略」

一 令第十六条第四項第一号の申請人が登記された法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

二 「略」

三 申請人が譲渡に係る動産若しくは譲渡に係る債権の譲渡人若しくは譲受人又は質権の目的とされた債権の質権設定者若しくは質権者である場合において、申請書及び添付書面における申請人の氏名又は住所（法人にあつては、商号若しくは名称又は本店等）の表示が動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは、登記事項証明書その他のその変更を証する書面

2 前項第二号の証明書は、その作成後三月以内のものに限る。

（登記事項概要証明書等の作成方法）

第二十三條 「略」

2 登記事項証明書には、前項に規定する事項のほか、令第七条第二項

された表示と異なるときは、その変更を証する書面

2 登記申請書に執行力のある判決の正本又は謄本を添付したときは、前項第二号又は第三号の書面を提出することを要しない。

3 令第八条第一号若しくは第二号に掲げる書面で官庁若しくは公署の作成したもの又は第一項第二号若しくは第三号に掲げる書面は、その作成後三月以内のものに限る。

（登記事項証明書の交付の申請書の添付書面）

第二十二條 「同上」

「号を加える。」

一 「同上」

二 申請人が譲渡に係る動産若しくは譲渡に係る債権の譲渡人若しくは譲受人又は質権の目的とされた債権の質権設定者若しくは質権者である場合において、申請書及び添付書面における申請人の氏名又は住所（法人にあつては、商号若しくは名称又は本店等）の表示が動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは、その変更を証する書面

2 前項第一号の証明書は、その作成後三月以内のものに限る。

（登記事項概要証明書等の作成方法）

第二十三條 「同上」

2 登記事項証明書には、前項に規定する事項のほか、令第七条第二項

<p>第一号及び第六項第一号並びに第十二条第一項第一号に掲げる事項並びに同条第二項に規定する事項をも記載しなければならない。</p> <p>3 「略」</p> <p>(登記申請の方法)</p> <p>第二十六条 「1～6 略」</p> <p>7 第一項の規定による申請については、令第八条第一号及び第十三条第一項第一号から第四号までの規定は、適用しない。</p> <p>(登記事項概要証明書等の交付等の請求の方法)</p> <p>第二十八条 「1～6 略」</p> <p>7 第一項の規定による登記事項証明書の交付の請求については、令第十六条第四項第一号並びに第二十二条第一項第一号及び第二号の規定は、適用しない。</p>	<p>第一号及び第五項第一号並びに第十二条第一項第一号に掲げる事項並びに同条第二項に規定する事項をも記載しなければならない。</p> <p>3 「同上」</p> <p>(登記申請の方法)</p> <p>第二十六条 「1～6 同上」</p> <p>7 第一項の規定による申請については、令第八条第一号及び第十三条第一項第一号から第三号までの規定は、適用しない。</p> <p>(登記事項概要証明書等の交付等の請求の方法)</p> <p>第二十八条 「1～6 同上」</p> <p>7 第一項の規定による登記事項証明書の交付の請求については、令第十六条第四項第一号及び第二十二条第一項第一号の規定は、適用しない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。